

市川市防犯まちづくり基本計画（第四次）
～安全安心な暮らしの実現に向けて～

〔 令和8年度～令和12年度 〕

市 川 市

はじめに

市川市では、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、平成18年度から3期にわたり「市川市防犯まちづくり基本計画」を策定し、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、本市を取り巻く状況は決して楽観できるものではありません。例えば、自転車盗は常に犯罪発生件数の約3割を占めており、オレオレ詐欺・還付金詐欺をはじめとした特殊詐欺はますます悪質化・巧妙化してきています。

さらに、コロナ禍から始まった生活様式の変化により、かねてより進んでいる少子高齢化、核家族化・都市化とも相まって、人と人とのつながりの希薄化や地域の支え合い意識の脆弱化に拍車がかかり、犯罪件数の増加につながりかねないことが懸念されます。また、インターネットサービスの進化は生活の利便性を高めたものの、SNSを悪用して高額報酬をうたい若者世代を巻き込む「闇バイト」の要因となっており、本市においても、令和6年10月には闇バイトによる痛ましい強盗事件が発生してしまいました。

このような状況から、これまで刑法犯認知件数の減少に一定の成果を上げてきた前計画の体系は生かしつつ、新たに発生している課題に効果的に対応するため、カメラ付き防犯灯の設置や犯罪被害者等の支援などを盛り込んだ「市川市防犯まちづくり基本計画（第四次）～安全安心な暮らしの実現に向けて～」をここに策定いたしました。

市川市は、もうすぐ人口50万人に到達しようとしています。このように人口が増え続けている市川市を、この計画に基づき犯罪の発生が少ないまちにしていくための環境づくりを一層推進させていく所存でありますので、皆さまの変わらぬご理解ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました関係団体等の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和8年3月



市川市長 田中 甲

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1. 策定の趣旨 1
- 2. 対象等 1
- 3. 計画期間 1
- 4. 位置づけ 1
- 5. 性格等 2

第2章 本市の防犯に関する現状

- 1. 犯罪発生 of 現状
 - (1) 刑法犯認知件数 3
 - (2) 包括罪種別 4
 - (3) 留意すべき犯罪の傾向（特に身近な場所で発生する犯罪） 5
- 2. 防犯に関する現状
 - (1) 自主的な防犯活動の実施状況について 7
 - (2) 市民の防犯意識について 8

第3章 防犯まちづくりの基本方針

- 1. 防犯まちづくりの目的 10
- 2. 防犯まちづくりの基本理念 10
- 3. 施策の基本的方向 11
- 4. 目標指標 13

第4章 推進体制と役割分担

- 1. 防犯まちづくりの推進体制 14
- 2. 防犯まちづくりの役割分担 14

第5章 市の推進施策

- 1. 市民が犯罪の被害者とならないための支援 18
- 2. 市民、自治会等及び事業者が防犯まちづくりへの積極的な取組等を行うための支援 20
- 3. 犯罪のないまちを実現するための環境整備等の推進 22
- 4. 市民を犯罪から守るための取組等の推進 25

市川市防犯まちづくりの推進に関する条例 28

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の趣旨

「市川市防犯まちづくり基本計画」（以下「本計画」という。）は、「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」（平成17年3月30日条例第6号）第8条に基づき、防犯まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するために定めるものである。

本市では、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とした「（第一次）市川市防犯まちづくり基本計画」、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間としたが新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2年間延伸した「第二次市川市防犯まちづくり基本計画」、市川市総合計画第三次基本計画の終期に合わせて令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とした「第三次市川市防犯まちづくり基本計画」を策定して、防犯まちづくりに関する施策を推進してきた。

今回の「市川市防犯まちづくり基本計画（第四次）～安全安心な暮らしの実現に向けて～」(以下「第四次基本計画」という。)は、「第三次市川市防犯まちづくり基本計画」の体系を踏襲しつつ、昨今の社会情勢や犯罪状況に対応できるよう、見直しを行ったものである。

第四次基本計画に基づき、市全体で総合的に防犯まちづくりに関する施策に取り組むことで、犯罪のない「安全で安心して暮らすことができるまち」の構築を目指すものである。

2. 対象等

(1) 対象とする犯罪等

市民生活に身近な場所で発生する犯罪及びこれらの犯罪に遭遇する市民の不安感について対象とする。

(2) 防犯まちづくりとは

犯罪を予防するために市並びに市民、自治会等及び事業者（以下「市民等」という。）が行う生活環境の整備（これらのものと国、千葉県その他関係機関が連携し、及び協力して行うものを含む。）並びに犯罪を防止するために市民等が行う自主的な活動をいう。

3. 計画期間

第四次基本計画は、社会情勢及び犯罪状況の変化に柔軟に対応するため、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間を計画期間とする。

4. 位置づけ

「市川市総合計画」の部門別計画に位置づけられており、当該計画との整合性を図っている。

5. 性格等

- 本計画の防犯まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するためのものである。
- 計画を通して目指すべき指標等を定める。
- 第四次基本計画は、現在の社会情勢及び犯罪状況、本市の地域特性、防犯まちづくり推進協議会及び市民の意見を踏まえ策定したものである。

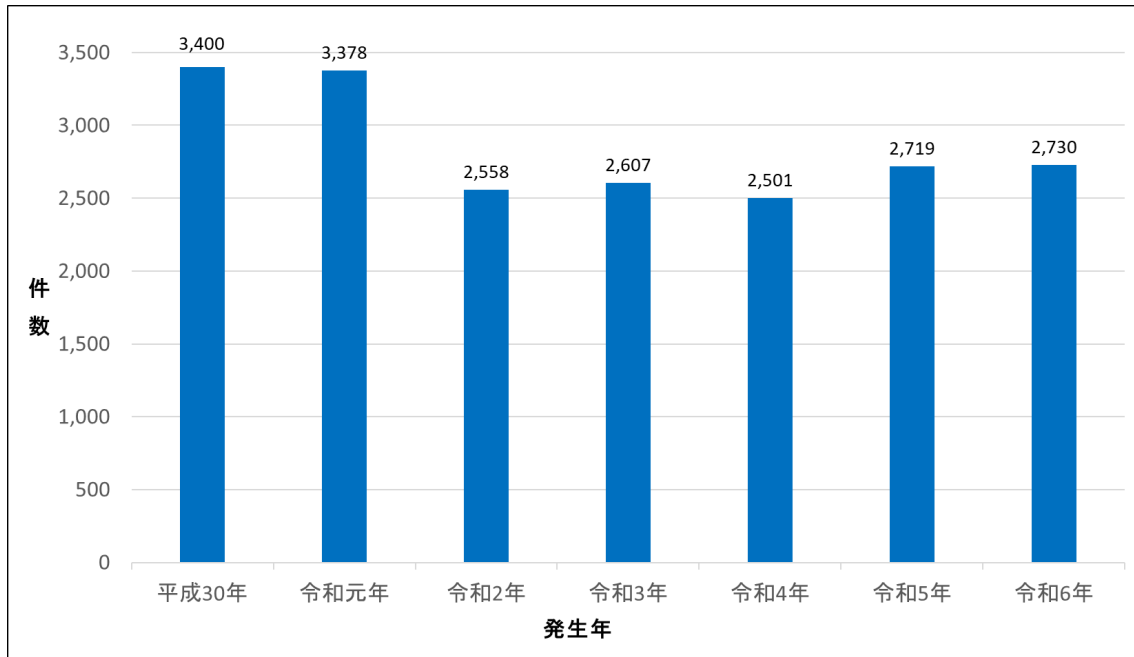
第2章 本市の防犯に関する現状

1. 犯罪発生現状

(1) 刑法犯認知件数

本市の刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最大のピーク（14,145件）を迎え、その後減少傾向にあったが、最近は横ばいの傾向が見え始めている。

【資料1】本市の刑法犯認知件数の推移（平成30年～令和6年）



「刑法犯」:

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法（明治40年法律第45号）（以下「旧刑法」という。）第208条の2の危険運転致死傷をいう。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（旧刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。）を除いた刑法に規定する罪並びに爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）、決闘罪ニ関スル件（明治22年法律第34号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得処罰法」という。）、公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）に規定する罪をいう。

「認知件数」:

警察において発生を認知した事件の数をいう。

（出典：警察庁「令和5年の刑法犯に関する統計資料」）

(2) 包括罪種別

各罪種では、各年においてそれぞれ増減が見られるが、本計画がスタートした平成18年から総じて減少している。

【資料2】本市の包括罪種別の認知件数の推移（平成30年～令和6年）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯									知能犯 (詐欺等)	風俗犯 (わいせつ等)	その他 刑法犯	全刑法犯 件数
			空き巣	忍込み	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	その他				
平成30年	24	197	177	16	19	22	69	1,059	160	69	893	202	32	461	3,400
令和元年	12	213	112	39	21	32	54	1,106	184	57	926	152	27	443	3,378
令和2年	14	148	57	21	12	20	36	748	99	61	784	164	23	371	2,558
令和3年	13	191	69	27	3	10	34	676	91	54	810	123	24	482	2,607
令和4年	13	146	60	30	16	22	32	794	65	70	707	153	33	360	2,501
令和5年	18	122	79	33	2	28	33	951	78	79	768	160	31	337	2,719
令和6年	18	156	61	43	3	42	27	872	90	78	783	154	53	350	2,730

【参考】本市の包括罪種別の認知件数の割合（令和6年）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯									知能犯 (詐欺等)	風俗犯 (わいせつ等)	その他 刑法犯	合計
			空き巣	忍込み	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	その他				
令和6年割合	0.7%	5.7%	2.2%	1.6%	0.1%	1.5%	1.0%	31.9%	3.3%	2.9%	28.7%	5.6%	1.9%	12.8%	100%
			73.2% (窃盗犯合計)												

「包括罪種」：

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

- (1) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、不同意性交等
- (2) 粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- (3) 窃盗犯・・・窃盗
- (4) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職あっせん利得処罰法、背任
- (5) 風俗犯・・・賭博、わいせつ、性的姿態撮影等処罰法
- (6) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

（出典：警察庁「令和5年の刑法犯に関する統計資料」）

(3) 留意すべき犯罪の傾向（特に身近な場所で発生する犯罪）

① 乗り物盗

1) 自転車盗

自転車盗の手口としては、無施錠の自転車を盗難する、鍵やチェーンを破壊・切断するなどがある。

盗難対策としては、必ず鍵をかける、鍵を二重にかける（ツーロック）等が挙げられる。

2) オートバイ盗

オートバイ盗の手口としては、鍵やチェーンを破壊・切断するほかに、チェーン等が付いている車輪を外して本体を盗難するなどがある。

盗難対策としては、補助錠の併用やバイクアラーム・盗難防止装置（イモビライザー）の取り付け等が挙げられる。

3) 自動車盗

自動車盗の手口としては、車のコンピュータシステムに専用機器を不正に接続する「CANインバーダー」や特殊な機器を使用してスマートキーから発信されている微弱な電波を増幅させる「リレーアタック」により、ドアを解錠したりエンジンを始動させるなどがある。

盗難対策としては、タイヤロックやハンドル固定装置の取り付け、スマートキーの電波を遮断する防犯ケースの活用等が挙げられる。

② 住宅侵入盗

「住宅侵入盗」とは、家人等が不在の住宅に侵入し金品を盗む「空き巣」、夜間家人等の就寝時に侵入し金品を盗む「忍び込み」、家人等が在宅し昼寝や食事等をしているすきに侵入し金品を盗む「居空き」等を指す。

一戸建て住宅を対象とした被害が約7割を占め、侵入手段は「ガラス破り」「無締り（無施錠の窓や扉からの侵入）」が約8割となっている。

③ 児童を狙った犯罪

近年、市内において児童に対する「声かけ」や「つきまとい」などの事案が多発している。その行為自体は犯罪とならない場合もあるが、そこから誘拐や性犯罪等に発展する可能性が危惧される。

④ 特殊詐欺（電話 de 詐欺）

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みなどにより現金等をだまし取る犯罪の総称である。

最近の手口として、国際電話から架電して警察官を名乗り「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたの携帯電話が不正に契約された」等の理由を付した上で、「資産を保護する」「口座を調査する」などと説明し金銭をだまし取ったり振り込ませるものが増加している。また「あなたが逮捕される」などと不安を煽り SNS のビデオ通話で偽の警察手帳や逮捕状を提示したり、さらに実在する警察署や警察本部の電話番号を偽造して末尾に「0110」が付く電話番号を電話機に表示させることもある。

このような新たな手口が増えてきたことにより従前から被害の多かった高齢者に加え若い世代の被害も増加していることから、若年層に対しても特殊詐欺に対する注意喚起が必要となっている。

⑤ SNS 型投資・ロマンス詐欺

SNS 型投資・ロマンス詐欺とは、SNS などの非対面での連絡手段を用いて投資を勧め金銭等をだまし取る「SNS 型投資詐欺」や、SNS などの非対面での連絡手段を用いて恋愛感情や親近感を抱かせ金銭等をだまし取る「SNS 型ロマンス詐欺」の総称である。一度だまされると詐欺と気付くまで何度も金銭等を振り込んでしまい、被害が高額になる場合が多い。

2. 防犯に関する現状

(1) 自主的な防犯活動の実施状況について

① 個人が実施する防犯活動

個人が実施する防犯活動状況の指標として、「いちかわボランティアパトロール」の登録者数を用いる。令和元年度までは約3,000人であったが、登録者の高齢化等により令和6年度には約2,400人にまで減少してきており、改めて新規加入の促進等の取組みが必要である。

【資料3】「いちかわボランティアパトロール」登録者数の推移（平成30年～令和6年）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	3,080	3,162	2,907	2,812	2,738	2,598	2,437

「いちかわボランティアパトロール」:

市に登録し提供される「防犯パトロール」と書かれたオレンジ色の帽子を外出時に着用することで、個人的にパトロール活動を実施するもの。

② 自治会が実施する防犯活動

自治会が行う防犯活動状況の指標として、「自主防犯活動支援事業」において集計した数値を用いる。実施率（団体総数における実施団体数の割合）はこれまでおおむね70%を維持してきたが、令和6年度は61%にまで減少しており、防犯活動を活性化させる取組みが今まで以上に必要である。

また、自治会による防犯活動の一環として、市の補助金を活用したカメラ付き防犯灯を含む防犯カメラの設置を実施している。

【資料4】防犯活動を行う自治会の実施率（平成30年～令和6年）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施団体数	179	172	175	159	164	160	141
団体総数	232	232	232	232	232	232	232
実施率	77%	74%	75%	69%	71%	69%	61%

※ 団体総数は調査実施時の自治会数とする

※ 宮久保連合自治会については、当該自治会を構成する7町会を団体数として計上している

「自主防犯活動支援事業」:

市内の自治会や有志の防犯活動団体に対し、防犯活動実施状況と必要物品の調査を行い、要望に応じ、市から防犯活動物品を提供するもの。

【資料5】自治会が市の補助金を活用して設置した防犯カメラの台数

(平成30年度～令和6年度)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置台数	5	6	5	11	8	35	52

(2) 市民の防犯意識について

市民の防犯意識についての指標として、「防犯意識調査アンケート」の結果を用いる。

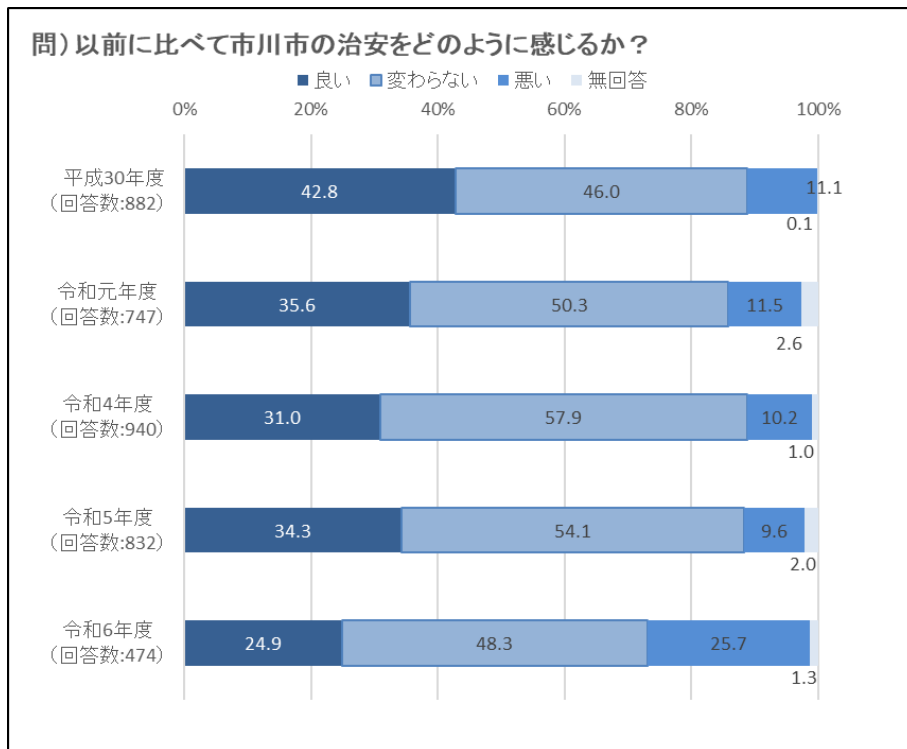
なお、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためアンケートの実施ができなかったため、これらの年度を除いたデータを用いる。

① 犯罪に遭遇する可能性への不安感

犯罪に遭遇する可能性への不安感については、以前に比べて治安をどのように感じるかとの問いに対する回答を用いる。

治安が「良い」とする市民は令和3年度から5年度までは約30%を維持してきたが、令和6年度は約24%にまで減少していることから、防犯についての更なる取組みが必要である。

【資料6】「防犯意識調査アンケート」回答の推移① (平成30年度～令和6年度)

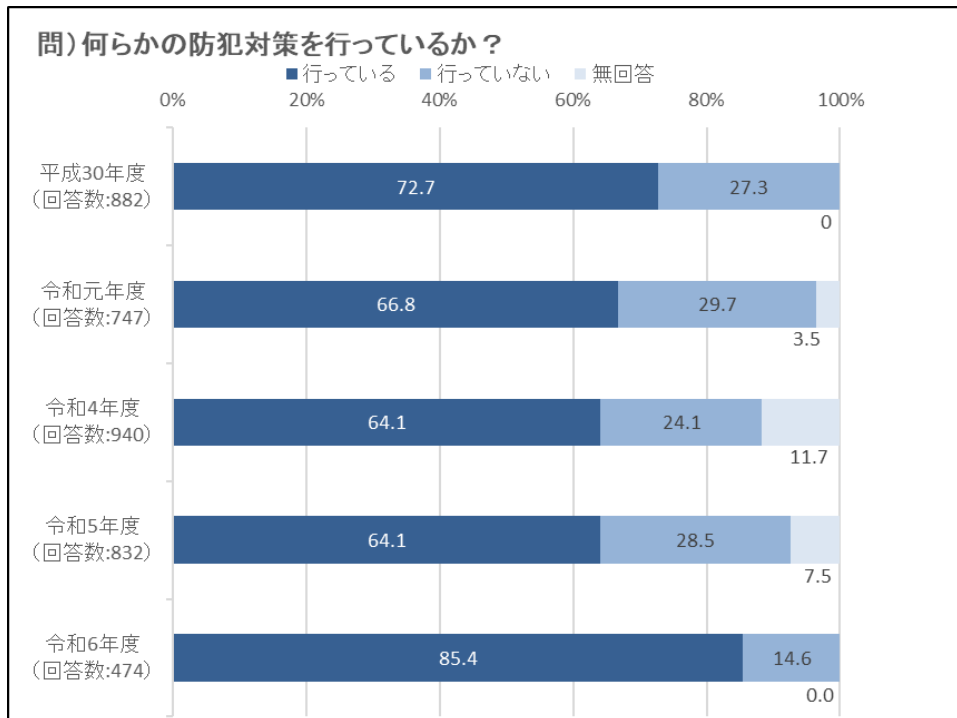


② 個人の防犯対策の実施について

防犯対策を実施している市民の割合は、令和元年度から5年度までは60%台で推移していたが、令和6年度には85%に改善した。

今後も継続して自主的な防犯対策の大切さを伝えていく必要がある。

【資料7】「防犯意識調査アンケート」回答の推移②（平成30年度～令和6年度）



「防犯意識調査アンケート」:

目的: 市民が安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、今後の事業展開の参考とするため実施するもの

方法: 「いちかわ市民まつり」でアンケート調査(選択式)を実施

時期: 11月(毎年) 場所: 大洲防災公園(市川市大洲1-18)

第3章 防犯まちづくりの基本方針

1. 防犯まちづくりの目的

(1) 市民の身近な場所での犯罪を防止すること

防犯まちづくりの目的として、まず、市民の身近な場所での犯罪を防止することである。市民の身近な場所での犯罪としては乗り物盗や住宅侵入盗が典型的なものであり、このような犯罪の発生を可能な限り少なくすることが重要である。

(2) 犯罪に関し市民が不安感を持たないようにすること

また、犯罪について市民が不安感を持たないようにすることである。市、市民、自治会等及び事業者が犯罪防止のための環境の整備を行うとともに、市や警察が、この環境の整備の状況を市民に広く知らせることにより、市民の犯罪に関する不安感を軽減させ、安心感を高めるようにすることが重要である。

(3) 市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現への寄与

最後に、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現のためには、防犯まちづくりのみならず、防災や交通安全、バリアフリー、環境保全、景観形成、コミュニティの活性化などの施策の推進が必要である。これらの施策の推進のための取組と一体となって防犯まちづくりを推進することにより、「市川市総合計画」の基本目標の1つである「いのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくり」の実現に寄与することが重要である。

2. 防犯まちづくりの基本理念

(1) 自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性の認識

市民は、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めることが重要である。そして、主に市民で構成された自治会等は、市民・自治会等の相互の理解と協力の下、防犯まちづくりに積極的に取り組むことが重要である。

また、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その所有し、管理し、又は占有する施設を含め、防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう、自主的な活動に取り組むことが重要である。

市民等は、これらの取組により良好な地域社会の形成が図られ、もって、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現につながるという認識を持つことが重要である。

(2) 市、市民等及び国、千葉県その他関係機関の連携及び協力

市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現には、市民がその中心となり、市（市民部）が主体的に施策を実施することはもちろんであるが、これに加えて、市（関係各課や市立小中学校等）、自治会等、事業者、国、千葉県（千葉県警察や千葉県教育庁等）などの防犯まちづくりに関係をもつものが互いに連携・協力し、計画的に進めることが重要である。

(3) 地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえた総合的な取組

防犯まちづくりに関する施策の実施に当たっては、地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえ、防犯まちづくりに関連する、防災、交通安全、景観、バリアフリー等に関する施策も取り入れた総合的な取組とすることが重要である。

(4) 市民等の自由と権利利益を不当に侵害しない配慮

防犯まちづくりに関する施策の実施に当たっては、犯罪被害者に関する情報の収集や防犯カメラの画像情報の警察への提供など、市民の自由と権利利益を侵害するおそれのある行為が必要となる場合があるが、その際には、市民の自由と権利利益を不当に侵害しないように配慮することが重要である。

(5) 快適で活力のあるまちづくりに資すること

防犯まちづくりに関する施策の実施に当たっては、まちの快適さや活力を減ずることのないよう配慮する必要がある。

また、景観形成や地域の活性化など快適で活力のあるまちづくりのための施策が、防犯まちづくりに資するものであるという視点を持つことが重要である。

3. 施策の基本的方向

防犯まちづくりにおいては、市が実施する施策（公助）が重要であることはもちろんであるが、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全の確保に努めること（自助）や自治会等、事業者、特に学校等を設置する者の取組（共助）も不可欠である。

そこで、防犯まちづくりに関する市の施策について、自助、共助及び公助の観点から分類し、自助及び共助を支援するための施策とその他の市が実施する施策（公助）の基本的方向を次のように定める。

(1) 市民が犯罪の被害者とならないための支援（自助）

市民の個人情報の保護や犯罪に対する不安感に十分配慮しつつ、身近な犯罪の発生状況を発信するとともに、重大犯罪の発生時には犯罪情報の速やかな伝達を行うことができる体制を整備する。

また、警察と連携して、防犯のノウハウに関する情報提供を推進するとともに、防犯まちづくりに関する人材の養成を図る。

身近な犯罪として自転車盗の件数が多いことから、この件数を減少させるため、自転車の盗難防止の対策の周知や当該対策の実施の促進に努める。

(2) 市民、自治会等及び事業者が防犯まちづくりへの積極的な取組等を行うための支援（共助）

市民及び自治会等は、防犯まちづくりに積極的に取り組むこととされていることから、防犯まちづくりに関する活動に取り組む市民や団体に対する支援を進め、当該活動の継続と強化を図るとともに、当該活動に取り組んでいない市民や団体に対し当該活動に取り組むよう働きかけていく。

市民、自治会等及び事業者は市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力することとされているほか、事業者は防犯まちづくりについての理解を深め、防犯まちづくりのために必要な措置を講ずることとされていることから、市民、自治会等及び事業者に対し、当該施策の内容を周知し、当該施策に協力するよう、特に事業者にあつては防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう、働きかけていく。

(3) 犯罪のないまちを実現するための環境整備等の推進（公助1）

防犯に配慮した住宅の普及のための制度等を整備し、市民が自主的に防犯対策を講ずることができるようにする。特に、住宅侵入盗への対策に積極的に取り組む。

また、防犯カメラの設置やLED防犯灯への更新等、道路等の住宅周辺環境の整備を行うほか、警察と連携して客引き行為等の禁止や暴力団排除についても推進していく。

(4) 市民を犯罪から守るための取組等の推進（公助2）

近年は「電話 de 詐欺」等の特殊詐欺について、件数が増加し、手口が巧妙化していることから、警察と連携して、当該特殊詐欺に関する情報を周知する。

また、子どもを狙った犯罪を防止するため、警察や学校等を設置する者、保護者、自治会等と連携を図り、学校施設及び通学路等の安全や防犯に関する総合的な対策に取り組む。

令和7年に「市川市犯罪被害者等支援条例」が施行されたことから、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体への支援や犯罪被害者等への見舞金の支給等の必要な施策を実施していく。

市は、防犯まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施していく。

4. 目標指標

令和8年（度）から令和12年（度）までの5年間で目指すべき具体的な数値等。

なお、目標指標としている各データの最終時期が令和6年（度）となっていることから、基準とすべき値を令和6年（度）に設定し取り組むこととする。

全体の目標指標	
市川市内の刑法犯認知件数（件）	
【令和6年】	【令和12年】
2,730件	⇒ 2,457件以下
(10%以上の減少)	

(1) 自助 個人の防犯対策の実施	
「あなたは日頃から犯罪に対して何らかの防犯対策を行っていますか？」の問いに対して 「はい」と回答する人数（%）	
【令和6年度】	【令和12年度】
85.4%	⇒ 95.4%以上
(10%以上の増加)	

(2) 共助 自主防犯活動の促進	
自治会が行う自主防犯活動の実施率（%）	
【令和6年度】	【令和12年度】
61%	⇒ 71%以上
(10%以上の増加)	

(3) 公助 体感治安の改善	
「あなたは以前に比べて市川市の治安をどのように感じますか？」の問いに対して 「良い」と回答する人数（%）	
【令和6年度】	【令和12年度】
24.9%	⇒ 34.9%以上
(10%以上の増加)	

(4) 効果的な犯罪対策 特殊詐欺（電話 de 詐欺）への対策の実施	
特殊詐欺（電話 de 詐欺）被害の減少（件）	
【令和6年】	【令和12年】
84件	⇒ 76件以下
(10%以上の減少)	

* 市民への支援の内、正確な数値を把握できる特殊詐欺（電話 de 詐欺）被害の件数を目標数値とした。

第4章 推進体制と役割分担

1. 防犯まちづくりの推進体制

(1) 防犯まちづくり推進協議会の設置

市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図ることが必要である。

関係する主体が定期的な情報交換を行うとともに、地域の防犯まちづくりと市内の施策や取組等との調整を図る場として、防犯まちづくり推進協議会を設置する。

(2) 地域における推進体制

地域における防犯まちづくりの実施に当たっては、地域住民が中心となり、地域と関わりを持つ多様な主体が連携して進めることが重要である。

小・中学校区や自治会の区域等、地域の実情にあったまとまりで、市民や事業者、学校、警察等が参加する協議の場づくりを促進し、及び支援する。

(3) 市の推進体制

防犯まちづくりに関する施策を行う市内関係課による調整を図る。

2. 防犯まちづくりの役割分担

(1) 市の役割

- ① 防犯まちづくりの基本理念にのっとり、防犯まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する。
- ② 防犯まちづくり推進協議会を設置し、関係機関及び関係団体と連携して、防犯まちづくりを推進する。
- ③ 市内の連携体制を充実し、防犯まちづくりに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ④ 市民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった防犯まちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行う。

(2) 市民の役割

市民は、防犯意識を高め、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努めるとともに、市、事業者、学校等、警察及び自治会等との相互理解と協力のもと、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組む。

(3) 自治会等の役割

自治会は、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力するとともに、地域への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及などに取り組むなど、自らも積極的に防犯まちづくりを推進していく。

(4) 事業者の役割

事業者は、防犯まちづくりについての理解を深め、その事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めるとともに、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力する。

(5) 学校等の役割

学校等を設置する者は、保護者や地域住民、市、警察などと協力して、児童等の安全確保と健全育成に努めるとともに、地域の一員として、地域住民が進める防犯まちづくりを積極的に支援し、及び推進する。

(6) 警察に期待する役割

警察は、引き続き犯罪抑止活動を強化するとともに、犯罪防止に関して市、市民、事業者、学校等及び教育委員会等に必要な情報を提供し、防犯まちづくりの取組を積極的に支援することを期待する。

第5章 市の推進施策

市の推進施策は、多種多様に変化する昨今の犯罪等に迅速かつ的確な対応を図る必要がある。そのため、毎年度における下記施策の事業実績及びその効果について、検証するものとする。

■防犯まちづくりの施策の体系

施策の基本的方向	施 策
1. 市民が犯罪の被害者とならないための支援（自助）	(1) 定期的な犯罪発生情報の提供
	(2) 緊急時における情報共有体制の整備
	(3) 防犯に関する相談窓口の提供
	(4) 防犯対策用品等の配布による啓発活動の実施
	(5) 防犯に配慮した住宅に関する情報提供
	(6) 宅地開発条例に係る指導及び助言の実施
2. 市民、自治会等及び事業者が防犯まちづくりへの積極的な取組等を行うための支援（共助）	(1) 青色防犯パトロールの実施及び効果的なパトロールの促進
	(2) 防犯活動団体への支援
	(3) セーフティアドバイザーによる防犯活動
	(4) 防犯活動に必要な物品の提供
	(5) 個人に対しての防犯活動への参加促進
	(6) 保護司関連支援事業の促進
3. 犯罪のないまちを実現するための環境整備等の推進（公助1）	(1) 防犯カメラの維持管理
	(2) 市による防犯カメラの設置及び自治会設置の防犯カメラに係る設置費補助の推進
	(3) 駐輪場への防犯カメラの設置
	(4) 道路照明設備の整備及び管理の推進
	(5) 「市川市客引き行為等禁止条例」の施行
	(6) いわゆる「市民マナー条例」の施行
	(7) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言及び指導の実施
	(8) 生活環境の防犯性向上の取り組み
	(9) 景観の整備による犯罪の未然予防
	(10) 暴力団排除に関する取り組みの推進
	(11) 闇バイト対策の推進
4. 市民を犯罪から守るための取組等の推進（公助2）	(1) 特殊詐欺（電話 de 詐欺）対策の実施
	(2) 福祉関連事業における犯罪被害の事前予防
	(3) 地域のつながり・支え合いの推進
	(4) 市川市地域見守り活動の推進
	(5) 防犯に関する教育の実施
	(6) 市民マナー条例&防犯啓発ポスター・標語コンクールの開催
	(7) 「地域安全マップ」の作成
	(8) 安全な教育環境の整備
	(9) 少年補導員による「愛のひと声」補導活動の推進

	(10)「かけこみ 110 番」普及の支援
	(11)市民への総合的な支援の実施

【1 市民が犯罪の被害者とならないための支援（自助）】

■施策の内容

(1) 定期的な犯罪発生情報の提供

- ・ 市広報媒体（Web サイト、広報いちかわ、メール情報配信サービス、SNS 等）を活用し、定期的に市内の犯罪発生状況とそれに伴う対処方法を発信する。ただし、市民の個人情報の保護や犯罪に対する不安感について十分に留意する。

(2) 緊急時における情報共有体制の整備

- ① 緊急的な犯罪発生情報や不審者情報について、警察及び学校等からの情報収集を正確かつ迅速に行える体制を整備し、必要に応じてフォロー情報を提供する。
- ② 庁内関係課、関係機関、各市立学校等（管理職や生徒指導担当の教員等）間において、円滑な情報共有体制を整備し、被害の拡大防止や子どもたちの安全確保を図る。
- ③ 市民に対して、メール情報配信サービス、防災行政無線、SNS 等を活用し、迅速に情報提供を行う。

(3) 防犯に関する相談窓口の提供

- ① 犯罪に関する相談等に対応できる体制を整備する。また、必要に応じ、県や警察等関係機関を案内できる体制を整備する。
- ② 消費生活センターでは、専門の「消費生活相談員」を配置して、悪質な訪問販売や勧誘行為、契約や取引に関するトラブルなど、消費生活に関わるさまざまな問題の被害や不安及び苦情などについての相談を受け、問題解決のための助言やあっせんなど、問題解決の手助けを行う。
- ③ 防犯に関する専門家を講師とした、「いちかわ市民防犯講演会」の開催や、市職員が自治会等を対象に出前防犯講座を行い、実践的な防犯に関する知識の普及を図る。
- ④ 市内の高齢者クラブ・自治会・民生委員・学校・高齢者支援施設等において、出前消費者講座を開催し、市民等に対し悪質商法の手口や被害の実態について説明し、被害の未然防止を図る。

(4) 防犯対策用品等の配布による啓発活動の実施

- ・ 防犯キャンペーン等の開催により、防犯意識の高揚及び防犯対策の実施につながる対策用品、啓発用品を配布する。

(5) 防犯に配慮した住宅に関する情報提供

- ① 「防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針（防犯住宅指針）」の周知に努めるとともに、住宅の防犯性の向上について必要な情報提供及び助言を行う。
- ② 分譲マンションの居住者や管理組合役員を対象としたマンションセミナーにおいて、防犯に配慮した住宅に関する情報提供を行う。

(6) 宅地開発条例に係る指導及び助言の実施

- ・ 宅地開発条例に規定する条例適用事業の事前協議を実施する旨を事業者に指導するとともに、市が定めた「防犯住宅指針」に基づいた事前協議書の提供及びそれに基づく助言、指導を行う。

【2 市民、自治会等及び事業者が防犯まちづくりへの積極的な取組等を行うための支援（共助）】

■施策の内容

(1) 青色防犯パトロールの実施及び効果的なパトロールの促進

- ① 児童の下校時間や犯罪発生の可能性が高い場所を中心に、青色防犯パトロールを実施する。
- ② 公用車を使用し、市職員及び教職員が行う青色防犯パトロールの活性化を図る。

(2) 防犯活動団体への支援

- ① 青色回転灯を装備した自動車を用いた防犯パトロールを行う PTA や地域住民、事業者等に対して、必要物品の貸与、千葉県警察本部へ行う活動団体登録申請の補助、実施者講習会の開催、関連情報の提供等の支援を行う。
- ② 市、市民、自治会、関係機関及び関係団体等、地域の防犯に関するものが一堂に会する地域出動式を開催し、互いの連帯感を高め、地域ぐるみの防犯活動を促進する。
- ③ 「いちかわボランティアパトロール」登録3年経過者に対して市から感謝状の贈呈を行う。また自主防犯活動団体等の活動に対して、関係団体と協力して感謝状の贈呈を行う。

(3) セーフティアドバイザーによる防犯活動

- ・ 防犯 BOX に勤務するセーフティアドバイザーが、地域との防犯パトロールや、近隣学校下校時の見守り活動を行う。

(4) 防犯活動に必要な物品の提供

- ・ 自治会や自主的な防犯活動を行う団体に対して、活動に必要な物品（帽子、ベスト、拡声器、拍子木、懐中電灯、のぼり旗等）を提供する。

(5) 個人に対しての防犯活動への参加促進

- ① 「いちかわボランティアパトロール」（※）の加入促進を図るため、登録窓口の増設、イベントや広報媒体等での登録者募集を行い、また、パトロールの実施形態の多様化を図る。
- ② 防犯活動や子どもの見守り活動等、パトロールの参考となる事例や情報の提供、活動内容の相談や支援等により、防犯活動への参加を促進する。

※ 「いちかわボランティアパトロール」：

市に登録すると提供される「防犯パトロール」と書かれたオレンジ色の帽子を外出時にかぶり、ジョギングや犬の散歩等の際にパトロール活動を実施するもの。

(6) 保護司関連支援事業の促進

- ① 保護司会が主催する更生保護関連行事に協力し、会場の提供等の支援を行う。
- ② 新任保護司の推薦に際し、保護司会会長との連名で、候補者を千葉県保護観察所の長へ内申する。
- ③ 社会福祉協議会が行う保護司活動支援事業に対して補助金を支出し、また、千葉県更生保護助成協会に負担金を支出することで、間接的にその活動を支援する。

【3 犯罪のないまちを実現するための環境整備等の推進（公助1）】

■施策の内容

(1) 防犯カメラの維持管理

- ・ 犯罪多発箇所、危険箇所、通学路、自治会からの要望箇所を中心に設置されている既存の防犯カメラを維持管理し、また、通学路、犯罪発生や自治会等による要望等を考慮し、効果的な場所への再配置を行い、駅周辺に防犯カメラを設置するなどし、犯罪の抑止及び体感治安の向上に努める。

(2) 市による防犯カメラの設置及び自治会設置の防犯カメラに係る設置費補助の推進

- ① 従前の防犯カメラと防犯灯を一体化させることにより二重の防犯効果を発揮するカメラ付き防犯灯を、自治会からの要望箇所を基に警察と協議の上設置する。
- ② 自治会が道路などを撮影範囲とするカメラ付き防犯灯の設置工事に係る費用を対象に補助金を交付する。

(3) 駐輪場への防犯カメラの設置

- ・ 駐輪場に防犯カメラを設置することにより、利用者の安全や自転車盗難の防止等を図る。

(4) 道路照明設備の整備及び管理の推進

- ① 夜間の車両交通の円滑化と交通の危険を防止し、良好な環境を確保するため、道路照明灯を維持管理する。
- ② 自治会が管理する防犯灯の設置及び維持管理について補助金の交付により促進する。また、宅地開発事前協議を通じて開発業者に対する適正な防犯灯設置指導を行う。
- ③ 商店会が商店街灯等の共同施設を設置・修繕・撤去等する際に補助金を交付することにより、商店街の商業環境整備を促進する。

《防犯まちづくりとの関連》

光害などに配慮しながらも街灯の維持管理や効果的な運用を図ることで、道路の照度が確保され、夜間に多発するひったくり被害等の事前予防につながる。

(5) 「市川市客引き行為等禁止条例」の施行

- ・ 「市川市客引き行為等禁止条例」に基づき、市内全域の公共の場所における禁止行為として、居酒屋、カラオケボックス等に関する客引き行為等を定め、市内5地区を客引き行為等禁止特定地区に指定し、違反者が指導、勧告、措置命令に従わない場合には50,000円以下の過料を科す。
（「千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の対象となる、性的好奇心をそそる又は歓楽的雰囲気醸し出す接待飲食等営業（キャバレー等）や性風俗関連特殊営業等に関して禁止される事項を除く。）

《防犯まちづくりとの関連》

治安の悪化は、犯罪を誘発するとされていることから、「客引き行為等禁止条例」の推進をすることにより、犯罪の起こりにくい環境形成につなげる。

(6) いわゆる「市民マナー条例」の施行

- ・ 「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」（通称：市民マナー条例）に基づき、市内全域の公共の場所における禁止行為として、歩きタバコ等を定め、市内15地区を路上禁煙・美化推進地区に指定し、地区内道路上での喫煙、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置を禁止し、違反者には2,000円の過料を科す。

《防犯まちづくりとの関連》

マナー違反や環境の荒廃を放置すると犯罪者に対して犯罪統制機能の低下を示す手掛かりとなり、犯罪を誘発するとされていることから、「市民マナー条例」の推進をすることにより、犯罪の起こりにくい環境形成につながる。

(7) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言及び指導の実施

- ・ 窓ガラスが割れていたり、門扉が施錠されていない等、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等の所有者等に対して適切な管理が行われるよう助言や指導を行う。

(8) 生活環境の防犯性向上の取り組み

- ① 地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀等を事前に除却するため、危険コンクリートブロック塀等除却事業助成制度を推進する。道路に面した塀の除却費の補助を行い、除却後に塀を新設する場合は軽量のフェンス塀を推奨する。
- ② 「公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団」が費用の一部を助成する生垣助成制度を推進する。生垣が普及することで、防災・景観が促進されるだけでなく、侵入防止等の防犯効果の向上が期待される。
- ③ 上記2つの助成制度を説明する際に、互いの制度を周知し、相乗効果を図る。

《防犯まちづくりとの関連》

見通しが良い軽量のフェンス塀を推奨することで、物理的・心理的に「見えやすい」環境が形成され、住宅の周辺環境の防犯性が向上される。

(9) 景観の整備による犯罪の未然予防

- ① 市民、事業者、行政など、多様な主体同士が協働し花や緑を育てるガーデニング活動に積極的に取り組むことにより、「ガーデニングシティいちかわ」サポーターの声掛けや挨拶が増加し、犯罪が起こりにくい環境の醸成を図る。
- ② 市民、事業者、行政が連携して良好な景観づくりに取り組むことで、市内の魅力を高めていく。

《防犯まちづくりとの関連》

景観が整備され快適で魅力ある美しいまちづくりが推進されることで、環境の荒廃を防ぎ、犯罪被害の事前予防につながる。

(10) 暴力団排除に関する取り組みの推進

- ・ 「市川市暴力団排除条例」に基づき、暴力団の排除についての知識の普及、情報の提供、指導及び助言、その他の必要な支援を行い、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展を確保する。

(11) 闇バイト対策の推進

- ・ 少年等が匿名・流動型犯罪グループによる犯罪実行者（いわゆる「闇バイト」）の募集に応募し犯罪者となることのないよう、必要に応じ警察及び関係機関と連携しながら犯罪への加担防止を図る。

【4 市民を犯罪から守るための取組等の推進（公助2）】

■施策の内容

(1) 特殊詐欺（電話 de 詐欺）対策の実施

- ① メール情報配信サービスや防災行政無線等を活用し、電話 de 詐欺に関する注意喚起を行う。
- ② 各種講演会や会合において、市、関係機関及び関係団体が、情報発信を行うとともに連携に努め、総合的な対策に取り組む。
- ③ 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金制度により、迷惑電話防止機能付き電話の普及を進める。
- ④ 関係機関による高齢者宅訪問を実施し、周知啓発をする。

(2) 福祉関連事業における犯罪被害の事前予防

- ・ 安心して生活が送れるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のために、消費者被害の防止のための啓発、関係機関との連携強化、情報共有の支援を行う。

(3) 地域のつながり・支え合いの推進

- ・ 「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」の考え方から地域に暮らすさまざまな立場の方へ、相談業務やサロン活動をはじめ、見守り支援や支え合い活動を推進することで、地域住民が主体となった地域福祉活動への取り組みを促進する。

《防犯まちづくりとの関連》

地域住民同士のつながり、支え合いを促進し、高齢者が被害に遭った際に、周囲に助けを求められる、また、周囲が気付き対応できる体制が地域ごとに構築されることで、犯罪被害の事前予防につながる。

(4) 市川市地域見守り活動の推進

- ・ 民間事業者が日常業務において、市内住民の生命、身体に係る異変を発見した場合に、市にその旨を通報し、通報を受けた市が適切な対応を行うことにより、住民の孤立死・孤独死等を未然に防止する。

《防犯まちづくりとの関連》

高齢者を守るための見守りネットワークとして機能することで、高齢者の孤立化を防ぐとともに、緊急時において適正な対応を行える体制が構築される。

(5) 防犯に関する教育の実施

- ・ 「イカ・の・お・す・し」の徹底や安全マップの作成、防犯避難訓練など、子どもが犯罪に巻き込まれないための注意点を学び、自分の身を守るための具体的方法を身につけられるよう、安全教育の推進を図るとともに、SNS をきっかけに犯罪に巻き込まれないための教育や保護者へのフィルタリング機能等の知識を普及させる。

※「イカ・の・お・す・し」:

防犯標語。1 (知らない人について) いかない。2 (知らない人の車に) のらない。3 (怖いときは) おおごえを出す。4 (その場から) すぐ逃げる。5 (おうちの人に) しらせる。の頭文字をとったもの。

(6) 市民マナー条例&防犯啓発ポスター・標語コンクールの開催

- ・ 夏休み期間に市内学校の児童・生徒より啓発ポスター・標語作品を募集するとともに優秀な作品の作者に表彰状を授与することにより、防犯及び市民マナー条例の推進を図る。

(7) 「地域安全マップ」の作成

- ・ 不審者が出没しやすい場所、見通しが悪く引き込まれる危険性がある場所、何かあったら助けを求めに入れる場所等を明示した地図である「地域安全マップ」の作成を奨励し、マップ作りを通して、どのような環境が危険な場所なのかを児童生徒に理解させるとともに、危険予測能力、危険回避能力の育成を図る。

(8) 安全な教育環境の整備

- ① 全小学校・義務教育学校の校門に電子錠を設置し、学校生活における安全・安心を確保する。
- ② 学校防犯システム『ツイタもん』※を利用し、子どもたちの安全・安心を図る。
- ③ 来校者のルールの徹底や校地内の死角の除去など、不審者が侵入しにくい環境づくりを進める。

※「ツイタもん」:

子どもたちのカバンにICタグをつけ、校門を通過するとその結果(時間)を記録するシステム。また、校門に防犯カメラを設置し、その様子を記録する。

(9) 少年補導員による「愛のひと声」補導活動の推進

- ・ 少年の健全育成を目的として、午前、午後、薄暮、夜間の時間帯に分け、計画的に、繁華街、駅周辺、公園、ゲームセンターなど、非行の行われ易い場所を巡回し、市内全域の補導活動を実施する。

(10) 「かけこみ110番」普及の支援

- ・ 市川市PTA連絡協議会が主体となって各学校・PTAに配布している「かけこみ110番」の普及や活用を支援する。

(11) 市民への総合的な支援の実施

- ① ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）を遂行し、DV 等対策事業を実施する。
- ② 子どもに関わる機関で、子どもに虐待がないかどうかを注視し、早期発見、早期対応をする。
- ③ 「市川市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への相談対応や見舞金の支給、民間支援団体への支援等を行う。
- ④ 女性のための防犯ツールの周知として、千葉県警察が作成している「不審者情報マップ」の紹介や、防犯物品を配布する。

市川市防犯まちづくりの推進に関する条例

平成17年3月30日

条例第6号

改正

平成19年3月22日条例第19号

平成28年3月16日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、市民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止するため、市、市民、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、防犯まちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、当該施策の実施を推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「防犯まちづくり」とは、犯罪を予防するために市並びに市民、自治会等及び事業者（以下「市民等」という。）が行う生活環境の整備（これらのものと国、千葉県その他関係機関が連携し、及び協力して行うものを含む。）並びに犯罪を防止するために市民等が行う自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 防犯まちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 防犯まちづくりは、市、市民等及び国、千葉県その他関係機関の連携及び協力が図られるべきことを旨として、行われなければならない。

3 防犯まちづくりは、地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえ、総合的に行われなければならない。

4 防犯まちづくりは、市民等の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行われなければならない。

5 防犯まちづくりは、快適で活力のあるまちづくりに資することを旨として、行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する防犯まちづくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、防犯まちづくりに取り組むに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりについての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その所有し、管理し、又は占有する施設について防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯まちづくり基本計画)

第8条 市長は、防犯まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため、防犯まちづくりの推進に関する基本的な計画（以下「防犯まちづくり基本計画」という。）を定めるものとする。

(防犯に配慮した住宅の普及)

第9条 市は、防犯に配慮した住宅（共同住宅を含む。以下同じ。）の普及に努めるものとする。

2 市長は、防犯に配慮した住宅に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅及び共同住宅を防犯に配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、市民、市内に住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び市内に住宅を所有し、又は管理する者に対し、当該住宅を防犯に配慮したものとするために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した道路等の普及)

第10条 市は、防犯に配慮した道路、公園、駐車場及び自転車等駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 市長は、防犯に配慮した道路等に関する指針を定めるものとする。

3 駐車場又は自転車等駐車場を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該駐車場又は自転車等駐車場を防犯に配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における措置)

第11条 市長は、教育委員会と協議し、通学路及びその沿道にある施設（以下「通学路等」という。）における児童及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 通学路等の管理者、児童及び幼児の保護者、小学校、義務教育学校、小学部を置く特別支援学校、幼稚園及び保育所を設置する者並びに市民等は、連携して、前項に規定する指針に基づき、通学路等について児童及び幼児に対する犯罪を防止することに配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例19号・28年10号〕

(学校等における措置)

第12条 市長は、教育委員会と協議し、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）における児童、生徒及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置する者は、前項に規定する指針に基づき、学校等における児童、生徒及び幼児に対する犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例19号・28年10号〕

(意見の公表等)

第13条 市長は、防犯まちづくり基本計画並びに第9条第2項、第10条第2項、第11条第1項及び前条第1項に規定する指針（以下「基本計画等」という。）を定めようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された意見を考慮して、基本計画等を定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された意見に対する考え方について、規則で定めるところにより、当該意見と併せて公表するものとする。

4 市長は、基本計画等を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前各項の規定は、基本計画等の変更について準用する。

(防犯まちづくりに関する情報の提供等)

第14条 市は、防犯まちづくりに関する情報収集に努めるとともに、防犯まちづくりを行う市民等に対し、必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(市川市防犯まちづくり推進協議会の設置)

第15条 市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図るため、市川市防犯まちづくり推進協議会を置く。

2 市川市防犯まちづくり推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第19号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

市川市防犯まちづくり基本計画（第四次）

～安全安心な暮らしの実現に向けて～

〔令和8年度～令和12年度〕

令和8年3月 発行

編集発行 市川市 市民部 市民安全課

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

電話 047-334-1129
